

(別添1)



問合せ先：

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室  
(内線 2497, 2474, 2498)

平成20年度  
輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

平成21年8月  
厚生労働省医薬食品局食品安全部

# 平成 20 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

## はじめに

平成 20 年度において、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数で約 176 万件、輸入重量で約 3,155 万トンでした。一方、農林水産省が作成した「平成 19 年度食料需給表」によると、我が国の食料自給率は約 4 割（供給熱量総合食料自給率）とされており、熱量ベースで約 6 割の食品を輸入に依存する状況となっています。

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するために国が行う監視指導については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントを募集し、平成 20 年度輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、同条第 3 項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて行っているところです。

今般、計画に基づいて実施したモニタリング検査、検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況及びその結果の概要、輸入者に対する監視指導及びその結果等の監視指導の実施状況について詳細をとりまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品の安全を守るために」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>

問合せ先：医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室



## 1. 平成20年度輸入食品監視指導計画の概要

### 1 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（法第23条）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

### 2 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定。

### 3 重点的に監視指導を実施すべき項目

輸入届出時における法違反の有無の確認

モニタリング検査<sup>1</sup>（平成20年度計画：126食品群、約8万件）の実施

検査命令<sup>2</sup>（平成21年3月31日現在：全輸出国対象の16品目及び36カ国・1地域対象の190品目）

包括的輸入禁止規定<sup>3</sup>

海外情報等に基づく緊急対応

### 4 輸出国における衛生対策の推進

輸出国政府に対する衛生管理対策の確立の要請

二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査の推進

### 5 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

輸入前指導（いわゆる輸入相談）

初回輸入時及び定期的自主検査の指導

記録の保存に係る指導

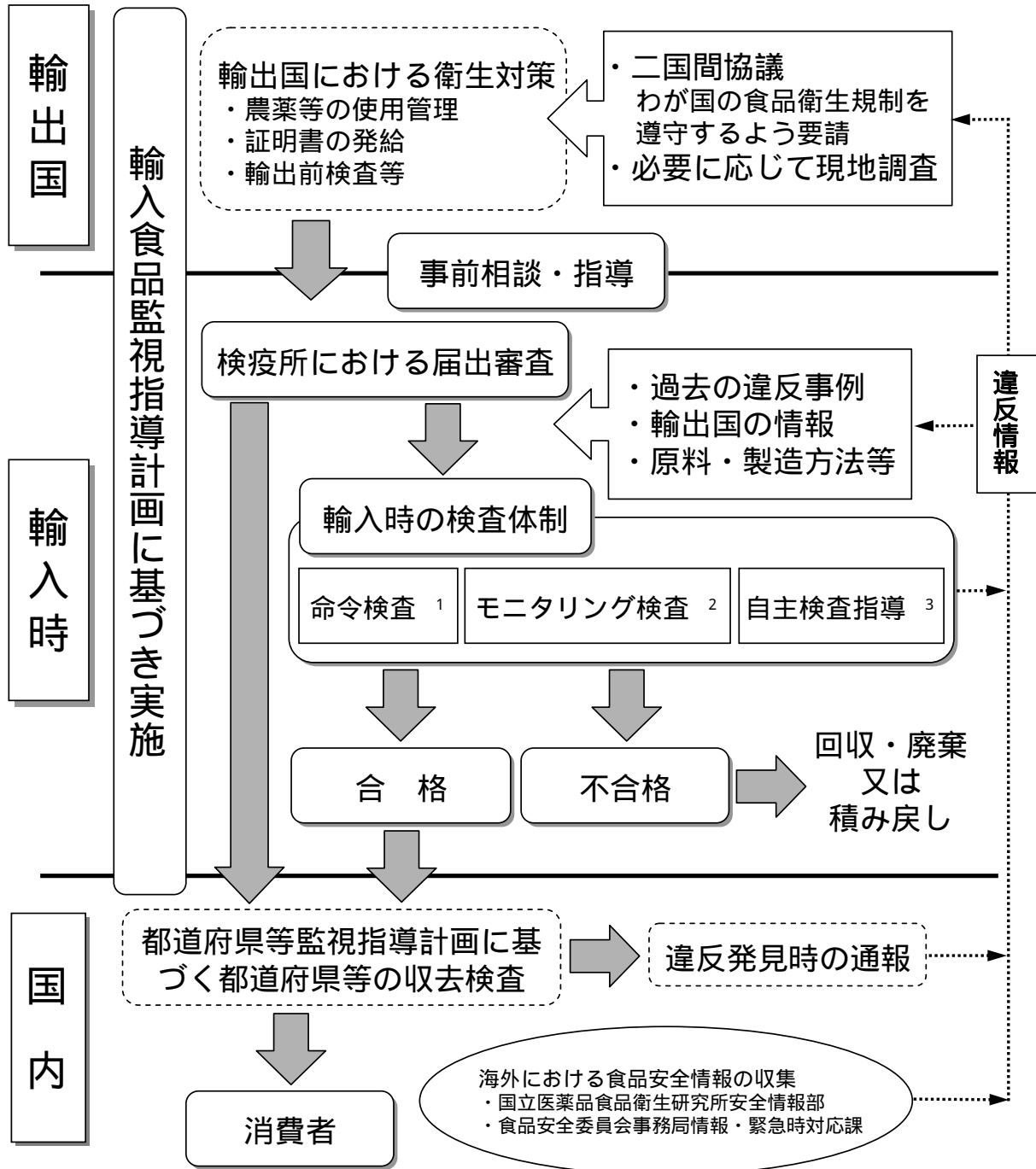
輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

2：違反の蓋然性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せず厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定

# 輸入食品の監視体制等の概要



- 1 : 違反の蓋然性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査
- 2 : 食品の種類毎に輸入量、違反率、危害度等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査
- 3 : 輸入者の自主的衛生管理の一環として、初回輸入時等に、当該輸入食品等が法に適合していることを確認するために行う検査指導

## 2. 平成20年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

輸入食品等の安全性確保については、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において、適切な措置が講じられることが必要であるとの基本的考え方に基づき、厚生労働省本省及び検疫所においては、以下に掲げる措置を通じて、食品等の輸入時における監視指導を行うとともに、食品衛生上の問題発生時には、二国間協議、専門家の派遣等により、輸出国における衛生対策の推進を図った。また、輸入後の国内流通、販売段階において監視指導を行う都道府県等と違反発見時等における連携強化を図り、輸入者による回収等が迅速に行われるよう適切な措置を講じた。さらに、必要に応じて輸入時の検査強化を行った。

### (1) 法第27条に基づく輸入届出時における法違反の有無の確認

法第27条の規定に基づく輸入届出等により、法第11条第1項又は第18条第1項の規定に基づく食品等の規格又は基準（以下「規格基準」という。）をはじめとする法への適合性についての審査を行うとともに、輸入時において必要な検査を実施した。



平成20年度の届出・検査・違反状況（表1）をみると、輸入届出件数は約176万件であり、輸入届出重量は約3,155万トンであった。これに対し、約19万件（11.0%）について検査を実施し、このうち1,150件（延べ1,226件）を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。これは届出件数の0.1%に相当する。

コンピュータシステムによる届出審査

### (2) 法第28条に基づくモニタリング検査

モニタリング検査については、多種多様な輸入食品等について、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、輸入実績及び違反率等を勘案し、検疫所が行う検査件数及び検査項目を定めており、平成20年度は延べ79,809件の検査を計画した。

また、ポジティブリスト制度の施行を踏まえ、食品衛生監視員を334名から341名に増員するとともに、残留農薬等に係る検査機器を増設した。さらに、海外での農薬の使用状況等を踏まえ、検査項目を、残留農薬は500項目から510項目、残留動物用医薬品は130項目から140項目、加工食品について、残留農薬検査を約4,000件増加して実施した。



コンテナヤードでの検体採取



平成 20 年度のモニタリング検査実施状況（表 2）をみると、延べ 79,809 件の計画に対し、延べ 83,951 件（実数 49,133 件）（延べ件数に対する実施率：105%）を実施し、このうち 221 件（延べ 245 件）を法違反として、回収等の措置を講じた。

このモニタリング検査等で法違反が発見された場合の対応としては、必要に応じて同検査率を強化し（表 3）、残留農薬及び残留動物用医薬品で同一国の食品について複数回の法違反が発見された場合等、法違反の蓋然性が高いと見込まれる食品等については、輸入の

都度検査を実施する検査命令（表 4）の対象としたほか、アフラトキシンやリステリア菌が検出された食品は直ちに検査命令（表 5）の対象として検査強化を図った。



農産物の残留農薬検査（濃縮）

### (3) 法第 26 条に基づく検査命令

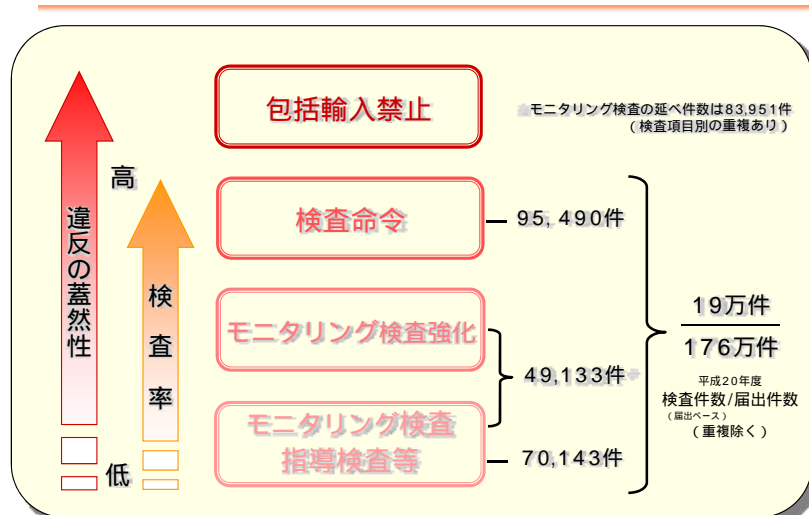
食品衛生上の危害の発生防止のため、法違反の蓋然性の高い輸入食品等については、対象国・地域、対象食品等及び検査の項目等を定め、法第 26 条の規定に基づく検査命令を実施した。

平成 21 年 3 月 31 日現在で、全輸出国対象の 16 品目及び 36 カ国・1 地域対象の 190 品目を検査命令の対象としており、平成 20 年度の検査命令の実績（表 6）をみると、95,490 件（延べ 174,610 件）の検査命令を実施し、このうち 421 件（延べ 432 件）を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。



ガスクロマトグラフ質量分析計による分析

## 輸入時の検査体制の概要



#### (4) 違反状況

モニタリング検査 49,133 件(延べ 83,951 件)検査命令 95,490 件(延べ 174,610 件)を含め、違反事例を条文別(表 7)にみると、食品の微生物規格、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反の 847 件(69.1% : 延べ違反件数(1,226 件)に対する割合)が最も多く、次いでアフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等に係る法第 6 条違反の 256 件(20.9%)、指定外添加物の使用に係る法第 10 条違反の 65 件(5.3%)、器具又は容器包装の規格に係る法第 18 条違反の 43 件(3.5%)、おもちゃの規格に係る法第 62 条(準用規定)違反の 8 件(0.7%)と続いている。

検査内容別の違反事例をみると、残留農薬に係る違反事例(表 8- )が 359 件(29.3% : 延べ違反件数(1,226 件)に対する割合)が最も多く、次いで、冷凍食品等の微生物規格に係る違反事例(表 8- )260 件(21.2%)、有害・有毒物質に係る違反事例(表 8- )181 件(14.8%)、指定外添加物の使用や使用基準違反等の添加物に係る違反事例(表 8- )142 件(11.6%)、残留動物用医薬品に係る違反事例(表 8- )115 件(9.4%)の順となっている。

残留農薬に係る違反事例(表 8- )を国別にみると、エチオピアが 77 件(21.4% : 残留農薬に係る延べ違反件数(359 件)に対する割合)、次いで中国 61 件(17.0%)、カナダ 34 件(9.5%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、エチオピアでは、コーヒー豆の - BHC(リンデン)、クロルデン及びヘプタクロール、中国では、にんじんのアセフェート及びメタミドホス、カナダでは、いんげん豆のグリホサートなどの違反事例が上位を占めている。

微生物規格に係る国別の違反事例(表 8- )を国別にみると、タイが 57 件(21.9% : 微生物規格に係る延べ違反件数(260 件)に対する割合)、次いで中国 50 件(19.2%)、フィリピン 30 件(11.5%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、いずれの国も冷凍食品の微生物規格(一般生菌数、大腸菌群、E.coli(大腸菌))違反が上位を占めている。

有害・有毒物質に係る違反事例(表 8- )を国別にみると、米国が 68 件(37.6% : カビ毒に係る延べ違反件数(181 件)に対する割合)、次いで中国 19 件(10.5%)、フランス 17 件(9.4%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、米国では、とうもろこしのアフラトキシンの付着、中国では、落花生のアフラトキシンの付着、フランスでは、菓子のシアン化合物含有などの違反事例が上位を占めている。

添加物に係る国別の違反事例(表 8- )を国別にみると、中国が 39 件(27.5% : 添加物に係る延べ違反件数(142 件)に対する割合)、次いで台湾 19 件(13.4%)、米国 14 件(9.9%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では乳及び乳製品を含んだ食品でのメラミンの混入、台湾では粉末食品へのアルミノケイ酸ナトリウムの使用、米国ではすじこでの亜硝酸根の残

存基準超過などの違反事例が上位を占めている。

残留動物用医薬品に係る違反事例（表 8- ）を国別にみると、中国が 58 件（50.4%：残留動物用医薬品に係る延べ違反件数（115 件）に対する割合）、次いでベトナム 43 件（37.4%）、インドネシア 10 件（8.7%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、鶏肉製品のフラゾリドン（AOZ）及びフラルタドン（AMOZ）、ベトナムでは、えびのクロラムフェニコール及びフラゾリドン（AOZ）、インドネシアでは、えびのフラゾリドン（AOZ）などの違反事例が上位を占めている。

#### (5) 海外からの食品衛生問題発生情報等に基づく緊急対応

国立医薬品食品衛生研究所や内閣府食品安全委員会において収集している海外での食中毒の発生や違反食品の回収等の情報に基づき、平成 20 年度においては、メキシコ産とうがらしのサルモネラ属菌汚染、チリ産豚肉のダイオキシン類汚染、中国産粉ミルクのメラミン混入、米国産ピーナッツ製品のサルモネラ属菌汚染などの問題について、輸入時の監視体制の強化及び国内の流通状況の調査（表 9）を行った。

また、平成 20 年 1 月に発生した食品による中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案を受け、加工食品の残留農薬検査について、20 年度中に計 3,105 検体について検査を実施した結果、違反は認められなかった。



加工食品の残留農薬検査( 粉碎 )

#### (6) 輸出国における衛生対策の推進

平成 20 年度においては、輸出国における衛生対策の推進として、検査命令やモニタリング検査強化対象となった食品について、輸出国政府に対し、当該食品の違反情報を提供するとともに、二国間協議等を通じて違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請した。

また、残留農薬や牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）の問題など、輸出国における生産、加工段階での衛生対策の確認が必要な場合には、輸出国へ専門家を派遣し、当該輸出国の衛生対策の現地調査を行った（表 10）。

このうち、米国産牛肉については、平成 20 年 8 月 17 日から 8 月 31 日にかけて、対日輸出認定 10 施設（新規認定予定 1 施設含む）について現地調査を行い、対日



イタリア食肉処理施設の査察

輸出プログラム遵守の検証を実施した。また、カナダ産牛肉については、平成 20 年 10 月 14 日から 10 月 25 日にかけて、対日輸出認定 5 施設について現地調



査を行い、同じく対日輸出プログラムの遵守の検証を実施した。

### (7) 法第 8 条及び第 17 条に基づく包括的輸入禁止規定

包括的輸入禁止措置については、「食品衛生法第 8 条第 1 項及び第 17 条第 1 項等に基づく特定食品等の販売、輸入等禁止処分の取扱い指針(ガイドライン)」（平成 14 年 9 月 6 日付け食発第 0906001 号別添）に基づき、直近 60 件の検査命令による違反率が一時的に 5%を超えたカナダ産いんげん豆（グリホサート）、韓国産あげまきがい（エンドスルフアン）、台湾産にんじん（アセフェート）、中国産にんじん（アセフェート）及びエチオピア産コーヒー豆（ - BHC、クロルデン及びヘプタクロール）について、衛生管理状況を確認するとともに、改めて改善対策を要請した。この結果、平成 20 年度において当該措置の発動対象となる品目はなかった。

### (8) 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導

計画を踏まえ、輸入者に対し、当該輸入食品等の生産・製造者等から必要な資料を入手するなどにより、事前にその安全性を確認するとともに、我が国に初めて輸入しようとするものや同種の食品で違反事例のあるもの等については、事前に各検疫所に相談するよう説明会等により指導を行った。また、食品への有毒・有害物質の混入事案を踏まえ、輸出国における衛生対策に関する情報収集を推進し、問題発生の未然防止に努めること、特に、加工食品にあつては、平成 20 年 6 月に通知した「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」に基づき、輸入者に対して輸出国での原材料、製造・加工、保管及び輸送の各段階において、改めて必要な確認を行うよう周知した。



窓口での届出指導

平成 20 年度の検疫所の輸入食品相談指導室における輸入相談実績（表 11）をみると、品目別に 27,083 件の輸入相談を実施し、このうち事前に法に適合しないことが判明した事例は 410 件（延べ 499 件）であった。

法に適合しない事例を条文別（表 12）にみると、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反の 259 件（51.9%：延べ違反件数（499 件）に対する割合）が最も多く、次いで指定外添加物の使用に係る法第 10 条違反の 224 件（44.9%）と続いている。



検疫所における輸入者説明会

また、国別にみると（表 13）、米国が 131 件（26.3%：延べ違反件数（499 件）に対する割合）と最も多く、次いでイタリア 57 件（11.4%）、中国 34 件（6.8%）

と続いている。品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、米国では健康食品への指定外添加物の使用、イタリアではアイスクリームの製造基準不適合、中国では、調味料へのソルビン酸の対象外使用などの違反事例が上位を占めている。

なお、これら輸入相談において、法に適合しないことが判明した場合には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導を行い、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、サンプル品の輸入等により、当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査等により確認するよう指導を行った。



輸入相談指導室での相談指導

#### (9) 輸入食品等の違反情報の公表及び都道府県等との連携

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第 63 条の規定に基づき、法に違反した輸入者の名称・所在地、対象輸入食品等の違反情報をホームページに掲載し、公表した。また、違反者の名称等の公表に併せ、改善措置の内容、違反原因等についても、判明次第公表した。

また、輸入時の検査で違反が判明したもののうち、違反判明時に既に通関していた輸入食品等については、関係都道府県等と連携を図り、迅速な回収を行った。都道府県等による国内流通時の検査において発見された違反輸入食品等（**表 14**）については、必要に応じ検査強化を行った。

表 1 届出・検査・違反状況(平成 20 年度:速報値)

届出件数 (件)	輸入重量 (千トン)	検査件数 <sup>※1</sup> (件)	割合 <sup>※2</sup> (%)	違反件数 (件)	割合 <sup>※2</sup> (%)
1,759,123	31,551	193,917 (95,490) <sup>※3</sup>	11.0	1,150 (432) <sup>※3</sup>	0.1 (0.5) <sup>※3</sup>
(前年度実績) 1,797,086	32,261	198,542	11.0	1,150	0.1

※1 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※2 届出件数に対する割合

※3 検査命令に係る数値

表2 モニタリング検査実施状況(平成20年度)

食品群	検査項目※1	年度計画件数※2	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗生物質等	2,213	2,160	1
	残留農薬	1,678	1,908	1
	添加物	-	10	0
	成分規格	657	740	0
	SRM除去	-	4,249	0
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗生物質等	1,490	1,794	6
	残留農薬	532	705	0
	添加物	1,128	1,558	0
	成分規格	1,820	1,867	7
	魚種鑑別(ワグ遺伝子)	-	-	-
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗生物質等	3,527	3,399	7
	残留農薬	831	1,993	3
	添加物	235	387	1
	成分規格	895	1,165	0
	魚種鑑別(ワグ遺伝子)	-	2	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、冷凍食品(水産動物類、魚類)、魚介類卵加工品等	抗生物質等	3,286	3,861	2
	残留農薬	1,729	2,655	0
	添加物	1,787	2,546	1
	成分規格	3,885	4,446	26
	魚種鑑別(ワグ遺伝子)	-	87	0
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗生物質等	741	1,153	1
	残留農薬	18,367	17,419	127
	添加物	598	580	0
	成分規格	1,243	1,269	0
	カビ毒	2,210	2,744	3
	遺伝子組換え食品	1,254	1,273	1
	放射線	-	6	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗生物質等	-	122	0
	残留農薬	6,571	6,362	9
	添加物	4,204	4,604	4
	成分規格	2,119	2,139	15
	カビ毒	2,238	1,897	3
	遺伝子組換え食品	207	54	0
	放射線	310	420	8
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	抗生物質等	299	104	0
	残留農薬	238	455	0
	添加物	3,078	2,738	7
	成分規格	657	567	4
	カビ毒	598	609	0
	遺伝子組換え食品	-	35	0
	放射線	-	7	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	残留農薬	299	216	0
	添加物	897	1,185	0
	成分規格	897	735	4
	カビ毒	299	173	2
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1,792	1,553	2
総計(延数) 年度計画件数総計には、検査強化分として5,000件を計上		79,809	83,951 実施率約105%	245

※1: 検査項目の例

- ・抗生物質等: 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤、飼料添加物等
- ・残留農薬: 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物: ソルビン酸、安息香酸、二酸化イオウ、着色料、ポリソルベート、サイクラミン酸、TBHQ、防ばい剤等
- ・成分規格等: 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ等)、病原微生物(腸管出血性大腸菌O157、リステリア菌等)、貝毒(下痢性貝毒、麻痺性貝毒)、割り箸の防ばい剤等
- ・カビ毒: アフラトキシン、デオキシニパレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品: 安全性未審査遺伝子組換え食品等

※2: 抗生物質、農薬等の検査項目別の計画件数の概算を示したもの

表3 平成20年度にモニタリング検査を強化<sup>※1</sup>した品目(平成21年3月31日現在<sup>※2</sup>)

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	養殖えび	スルファジアジン
	うなぎ	ジコホール
	ローヤルゼリー	ニトロフラン類
	いんげん豆	DDT
	こまつな	ピリダリル、ピリメタニル、プロフェジン
	シソ	イソプロカルブ
	にんじん	エトプロホス
	ねぎ(わけぎを含む。)	フルアジホップ
	ピーマン	ジフェノコナゾール
	フダン草(CHARD)	アトラジン
	ほうれんそう	クロチアニジン
	まつたけ	クロルピリホス、ジフェノコナゾール
	ごまの種子	アセトクロール
タイ	養殖スッポン	エンロフロキサシン
	スッポン	フラルタドン
	Kan-Jong(キバナオモダカ)	EPN
	カミメボウキ	フルシラゾール
	ココヤシの幹	パクロブトラゾール
	サイシン	EPN
	しょうが	オキシテトラサイクリン
	ニオイタコノキ	ジフェノコナゾール
	マンゴー	テトラコナゾール
	レモングラス	EPN
ベトナム	水産食品	赤痢菌
	養殖えび	スルファメトキサゾール
	未成熟えんどう	ジフェノコナゾール、フルシラゾール
イタリア	フェネル	クロルピリホスメチル
	リーキ	ファモキサドン
	りんごジュース及び原料用果汁	パツリン
ブラジル	コーヒー豆	ピラクロストロビン、フルトリアホール
	鶏肉	エトキシキン
インド	えび	ペンディメタリン
	発酵茶	キナルホス
オーストラリア	大麦	アミトラズ、フィプロニル
	りんごジュース及び原料用果汁	パツリン
スペイン	野いちご	ブピリメート
	ヘーゼルナッツ	MCPA
フランス	おうとう	モノクロトホス
	ブラックカラント	ブピリメート
ベネズエラ	カカオ豆	クロルピリホス
	ごまの種子	クロルピリホス



対象国・地域	対象食品	検査項目
ミャンマー連邦	ひよこ豆	シベルメトリン
	コーヒー豆	DDT
イエメン	コーヒー豆	γ-BHC、クロルデン、ヘプタクロル
アルゼンチン	トマト	ハロキシホップ
インドネシア	コーヒー豆	イソプロカルブ
エチオピア	コーヒー豆	ピペロニルブトキシド
ガーナ	カカオ豆	プロフェノホス
韓国	青とうがらし	フルシラゾール
	生食用アカガイ	腸炎ビブリオ <sup>※3</sup>
	生食用タイラギガイ	腸炎ビブリオ <sup>※3</sup>
フィリピン	生食用ウニ	腸炎ビブリオ <sup>※4</sup>
ガンビア	ごまの種子	γ-BHC
グアテマラ	ごまの種子	メタミドホス
スーダン	ごまの種子	ダイアジノン、カルバリル
台湾	ハタ	マラカイトグリーン
	生食用いずみだい	腸炎ビブリオ <sup>※4</sup>
チリ	ブルーベリー	インドキサカルブ
バングラディシュ	赤とうがらし	トリアゾホス
米国	ばれいしょ	ダゾメット、メタム、メチルイソチオシアネート
ペルー	キノア	メタミドホス
ベルギー	レッドカラント	トリフロキシストロビン、フルシラゾール
マレーシア	養殖えび	スルファジアジン
モザンビーク	ごまの種子	DDT
ラオス	ケール	フィプロニル
全輸出国(インドを除く)	ケツメイシ(エビスグサ(ロッカクソウ)の種子)	アフラトキシン
全輸出国(インド及びインドネシアを除く)	ターメリック	アフラトキシン
全輸出国(ナイジェリアを除く)	ごまの種子	アフラトキシン
全輸出国(米国及びイタリアを除く)	アーモンド加工品	アフラトキシン

※1 平成20年度においては、通常、違反発見後のモニタリング検査強化は、全届出件数の30%を対象に検査を実施した。ただし、検査強化後1年の間に再度同一の違反事例が無い場合、通常の監視体制とした。

※2 表4に含まれる品目を除く。

※3 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成20年6月～10月)

※4 夏期の検査強化として全届出件数の50%を対象に検査を実施(平成20年6月～10月)

表 4 平成 20 年度にモニタリング検査強化後検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	鶏肉	フラゾリドン、フラルタドン
	どじょう	エンドスルファン
	乳及び乳製品	メラミン
	養殖えび	スルファメトキサゾール
	にんじん	アセフェート
	わけぎ	ピリメタニル
	ごまの種子	2, 4-D、ジコホール
エチオピア	コーヒー豆	γ-BHC、DDT、クロルデン、ヘプタクロル
カナダ	いんげん豆	グリホサート
韓国	青とうがらし	テブコナゾール※ <sup>1</sup>
タイ	グリーンアスパラガス	EPN
台湾	にんじん	メタミドホス
パラグアイ	ごまの種子	イミダクロプリド
フィリピン	おくら	フルアジホップ、メタミドホス
ブラジル	小麦	メタミドホス
フランス	ブラックカラント	フルシラゾール
米国	セロリ	ボスカリド
ベネズエラ	カカオ豆	2, 4-D

※<sup>1</sup> 平成 21 年 6 月 30 日付けで解除

表 5 平成 20 年度に直ちに検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象品目	検査項目
イタリア	アーモンド加工品	アフラトキシン
インド	ケツメイシ(エビスグサ(ロッカクソウ)の種子)	アフラトキシン
	ターメリック	アフラトキシン
カナダ	ロブスター	麻痺性貝毒
タイ	マンゴスチン	イマザリル※ <sup>1</sup>
ナイジェリア	ごまの種子	アフラトキシン
台湾	にんじん	アセフェート※ <sup>2</sup>
米国	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ(製造者限定)	リステリア菌
	とうもろこし(粉を含む、甘味種を除く)	アフラトキシン
ベトナム	水産食品(製造者限定)	赤痢菌
ボリビア	ごまの種子	アフラトキシン
全輸出国	炭酸水素アンモニウム及びこれを含む食品(製造者限定)	メラミン

※<sup>1</sup> 同日時に違反が確定したことから検査命令に移行

※<sup>2</sup> 近日(4月25日、5月2日)に違反が確定したことから検査命令に移行

表 6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成 20 年度)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査件数	違反件数
全輸出国 (16品目)	落花生、ナッツ類、チリペッパー等	アフラトキシン	9,078	64
	シアン含有豆類、キャッサバ	シアン化合物	462	11
	筋子	亜硝酸根	327	10
中国 (45品目)	鶏肉、えび、うなぎ、はちみつ等	ニトロフラン類、テトラサイクリン系抗生物質、マラカイトグリーン等	50,205	38
	野菜、果実、豆類、魚類 (しいたけ、ねぎ、どじょう等)	フェンプロパトリン、デブフェノジド、メタミドホス、ピリメタニル等	28,518	33
	乳及び乳製品並びにこれらを原料とする加工食品	メラミン	5,228	11
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	5,833	8
	うなぎ加工品	一般生菌数、大腸菌群	607	0
	全ての加工食品	サイクラミン酸	912	0
タイ (26品目)	野菜、果実 (おくら、マンゴー、バナナ等)	EPN、クロルピリホス、シペルメトリン等	3,108	2
	養殖えび	オキシリニック酸	2,196	0
	バジルシード	アフラトキシン	3	0
韓国 (20品目)	あげまきがい、しじみ	エンドスルファン	193	10
	野菜 (パプリカ、とうがらし、エゴマ等)	エトプロホス、クロルピリホス、ビフェントリン等	636	6
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	902	1
	生食用アカガイ	腸炎ビブリオ	2	0
台湾 (15品目)	野菜、果実、茶 (ウーロン茶、ニラ、マンゴー等)	プロモプロピレート、クロルピリホス、シフルトリン等	795	19
	うなぎ、ローヤルゼリー、スッポン	クロラムフェニコール、ニトロフラン類等	5,266	0
	加工食品等	サイクラミン酸、一酸化炭素	64	0
米国 (13品目)	とうもろこし、アーモンド等	アフラトキシン	2,628	49
	野菜、穀類(パセリ、セロリ等)	クロルピリホス、ボスカリド等	356	2
ベトナム (8品目)	えび、いか、養殖うなぎ	クロラムフェニコール、ニトロフラン類等	28,338	42
	ほうれんそう	インドキサカルブ	151	1
	ゴマの種子等	アフラトキシン	42	0
	水産食品	赤痢菌	29	0
	加工食品等	サイクラミン酸	89	0
エチオピア (1品目)	コーヒー豆	γ-BHC、DDT、クロルデン等	372	31
その他(30カ国、総63品目)			28,270	94
合 計			174,610	432

※検査件数は、検査項目別の延べ件数

表 7 条文別違反事例(平成 20 年度)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売を禁止される 食品及び添加物)	256	20.9	落花生、ハトムギ、とうもろこし、とうがらし、カカオ豆、ごまの種子、アーモンド等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品からのリステリア菌検出、米、小麦等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
第9条 (病肉等の販売等の 制限)	7	0.6	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の販売等 の制限)	65	5.3	メラミン、サイクラミン酸、アゾルビン、TBHQ、アルミノケイ酸ナトリウム、パテントブルーV、プリリアントブラックBN、ローダミンB、塩化メチレン、一酸化炭素等の指定外添加物を使用したもの
第11条 (食品又は添加物の 基準及び規格)	847	69.1	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(ソルビン酸、安息香酸、二酸化硫黄等)、添加物の成分規格違反
第18条 (器具又は容器包装 の基準及び規格)	43	3.5	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
第62条 (おもちゃ等について の準用規定)	8	0.7	おもちゃ又はその原材料の規格違反
合 計	1,226(延数) <sup>※1</sup> 1,150(実数) <sup>※2</sup>		

※1 検査項目別の延べ件数

※2 検査対象となった届出の件数

表 8-① 残留農薬の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 20 年度)

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容		件数※
		新・従来基準	一律基準	
エチオピア (77)	コーヒー豆	γ-BHC(リンデン)(53)	DDT(2)、クロルデン(5)、ピペロニルブトキシド(1)、ヘプタクロル(16)	77
中国 (61)	にんじん	メタミドホス(5)、エトプロホス(1)	アセフェート(10)	16
	ごまの種子	ジコホール(3)、2,4-D(2)	アセトクロール(1)	6
	きくらげ	クロルピリホス(4)	ピフェントリン(2)	6
	ピーマン		ジフェノコナゾール(1)、ピリメタニル(3)	4
	大粒落花生		BHC	4
	こまつな		ピリダリル(1)、ピリメタニル(1)、プロプロフェジン(1)	3
	緑茶	トリアゾホス		3
	しょうが		BHC	2
	どじょう	エンドスルファン		2
	ねぎ	フルアジホップ(1)	デブフェノジド(1)	2
	まつたけ	クロルピリホス(1)	ジフェノコナゾール(1)	2
	わけぎ		ピリメタニル	2
	しいたけ		フェンプロパトリン	2
	いんげん豆	DDT		1
	うなぎ		ジコホール	1
	しそ		イソプロカルブ	1
	フダン草(CHARD)	アトラジン		1
	未成熟いんげん		フェンプロパトリン	1
小粒落花生	ダミノジット		1	
ウーロン茶	トリアゾホス		1	
カナダ (34)	いんげん豆	グリホサート		34
エクアドル (31)	カカオ豆	シペルメトリン(1)	2,4-D(30)	31
ガーナ (31)	カカオ豆	ピリミホスメチル(13)、エンドスルファン(6)、クロルピリホス(7)	フェンバレレート(4)、プロフェノホス(1)	31
台湾 (24)	にんじん	メタミドホス(4)	アセフェート(16)	20
	半発酵茶	プロモプロピレート		4
韓国 (19)	あげまきがい	エンドスルファン		10
	青とうがらし		テブコナゾール(4)、フルシラゾール(1)	5
	ミニトマト		フルキンコナゾール	3
	エゴマ	ピフェントリン		1
フィリピン (14)	オクラ		フルアジホップ(11)、メタミドホス(1)	12
	マンゴー	クロルピリホス(1)、シペルメトリン(1)		2
タイ (14)	アスパラガス		EPN	2
	マンゴー	ピリミホスメチル(1)	テトラコナゾール(1)	2
	カミメボウキ		フルシラゾール	1
	しょうが	オキシテトラサイクリン		1



生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容		件数※
		新・従来基準	一律基準	
タイ (14)	マンゴスチン	イマザリル		2
	ココヤシの幹		パクロブトラゾール	1
	Kan-Jong		EPN	1
	ニオイタコノキ		ジフェノコナゾール	1
	レモングラス		EPN	1
	とうがらし	トリアゾホス		1
	オクラ		EPN	1
米国 (11)	セロリ		ボスカリド	6
	オレンジ	ベンディメタリン		1
	ブルーベリー	オリザリン		1
	ブロッコリー		フロニカミド	1
	レモン	ベンディメタリン		1
	パセリ	クロリピリホス		1
インド	とうがらし	トリアゾホス		4
	発酵茶	ヘキサコナゾール(1)、キナルホス(1)		2
	えび		ベンディメタリン	1
フランス	ブラックカラント		ブピリメート(1)、フルシラゾール(2)	3
	おうとう		モノクロトホス	2
	かぶの根		ジフェノコナゾール	1
スペイン	ヘーゼルナッツ		MCPA	3
	野いちご		ブピリメート	1
ブラジル	コーヒー豆		ピラクロストロピン(1)、フルトリアホール(1)	2
	鶏肉	エトキシキン		1
	小麦	メタミドホス		1
ベネズエラ	カカオ豆	クロルピリホス(1)	2,4-D(1)	2
	ごまの種子	クロルピリホス		1
ベルギー	レッドカラント		トリフロキシストロピン(1)、フルシラゾール(1)	2
	リーキ		ハロキシホップ	1
イエメン	コーヒー豆	γ-BHC(リンデン)(1)	クロルデン(1)、ヘプタクロル(1)	3
ミャンマー	コーヒー豆		DDT	1
	ひよこ豆	シペルメトリン		1
ベトナム	ほうれんそう		インドキサカルブ	1
	未成熟さやえんどう		フルシラゾール	1
パラグアイ	ごまの種子		イミダクロプリド	2
イタリア	フェネル	クロルピリホスメチル		1
	リーキ	ファモキサドン		1
インドネシア	コーヒー豆		イソプロカルブ	1
モザンビーク	ごまの種子	DDT		1
チリ	ブルーベリー		インドキサカルブ	1
ペルー	キノア	メタミドホス		1
グアテマラ	ごまの種子	メタミドホス		1
総計				359

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-② 微生物規格の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 20 年度)

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容	件数※
タイ (57)	冷凍食品(えび)	一般生菌数(11)、大腸菌群(3)	14
	冷凍食品(畜産)	一般生菌数(5)、大腸菌群(7)、E.coli(1)	13
	冷凍食品(魚類)	一般生菌数(3)、大腸菌群(6)、E.coli(1)	10
	冷凍食品(いか)	一般生菌数(4)、大腸菌群(3)、	7
	冷凍食品(果実)	一般生菌数(2)、大腸菌群(3)	5
	冷凍食品(水産動物類)	一般生菌数(1)、大腸菌群(2)	3
	魚肉ねり製品	大腸菌群	2
	食肉製品	E.coli	1
	冷凍食品(その他)	大腸菌群	1
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群	1
中国 (50)	冷凍食品(その他)	一般生菌数(3)、大腸菌群(5)、E.coli(1)	9
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群(5)、E.coli(4)	9
	冷凍食品(魚類)	一般生菌数(3)、大腸菌群(4)	7
	食肉製品	黄色ブドウ球菌(1)、大腸菌群(3)、E.coli(2)	6
	冷凍食品(貝類)	一般生菌数(2)、大腸菌群(3)	5
	冷凍食品(水産動物類)	一般生菌数(4)、E.coli(1)	5
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物	3
	冷凍食品(いか)	一般生菌数(1)、大腸菌群(1)	2
	冷凍食品(畜産)	一般生菌数(1)、E.coli(1)	2
	冷凍食品(えび)	大腸菌群	1
	冷凍食品(農産食品)	大腸菌群	1
フィリピン (30)	冷凍食品(水産動物類)	一般生菌数	9
	冷凍食品(いか)	一般生菌数(4)、大腸菌群(4)	8
	冷凍食品(果実)	一般生菌数(2)、大腸菌群(1)、E.coli(1)	4
	冷凍食品(うに)	一般生菌数(2)、腸炎ビブリオ最確数(MPN)(1)	3
	冷凍食品(魚類)	一般生菌数(1)、大腸菌群(2)	3
	ゆでだこ	大腸菌群	1
	冷凍食品(貝類)	一般生菌数	1
	冷凍食品(野菜)	一般生菌数	1
韓国 (29)	冷凍食品(野菜)	一般生菌数(7)、大腸菌群(4)	11
	ゆでがに	一般生菌数(2)、大腸菌群(2)	4
	冷凍食品(いか)	一般生菌数(3)、大腸菌群(1)	4
	冷凍食品(貝類)	一般生菌数(2)、腸炎ビブリオ最確数(MPN)(2)	4
	冷凍食品(水産動物類)	一般生菌数(1)、大腸菌群(2)、E.coli(1)	4
	冷凍食品(その他)	一般生菌数	2
ベトナム (23)	冷凍食品(魚類)	一般生菌数(1)、大腸菌群(4)、E.coli(3)	8
	魚肉ねり製品	大腸菌群	3
	冷凍食品(いか)	一般生菌数(2)、大腸菌群(1)	3
	冷凍食品(えび)	大腸菌群(2)、E.coli(1)	3
	冷凍食品(たこ)	一般生菌数(1)、大腸菌群(1)	2
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群(1)、E.coli(1)	2
	ゆでだこ	大腸菌群	1
	冷凍食品(その他)	一般生菌数	1

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容	件数*
台湾 (11)	冷凍食品(その他)	一般生菌数(3)、大腸菌群(1)	4
	氷菓	大腸菌群	2
	食肉製品	E.coli	1
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物	1
	冷凍食品(果実)	一般生菌数	1
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	1
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群	1
米国 (10)	粉末清涼飲料	一般生菌数(3)、大腸菌群(3)	6
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群	3
	冷凍食品(果実)	大腸菌群	1
インドネシア	ゆでだこ	一般生菌数(1)、大腸菌群(2)	3
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	2
	冷凍食品(えび)	E.coli	1
	冷凍食品(貝類)	一般生菌数	1
	冷凍食品(水産動物類)	一般生菌数	1
チリ	冷凍食品(魚類)	一般生菌数(2)、大腸菌群(5)	7
ノルウェー	冷凍食品(魚類)	一般生菌数(5)、大腸菌群(1)	6
インド	冷凍食品(その他)	一般生菌数(2)、大腸菌群(1)、E.coli(1)	4
	粉末清涼飲料	大腸菌群	1
イタリア	食肉製品	黄色ブドウ球菌	2
	冷凍食品(その他)	一般生菌数(1)、大腸菌群(1)	2
オランダ	冷凍食品(その他)	一般生菌数(1)、大腸菌群(2)	3
スウェーデン	冷凍食品(その他)	大腸菌群	2
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群	1
カナダ	冷凍食品(ケーキ)	大腸菌群	1
	冷凍食品(魚類)	一般生菌数	1
	ゆでがに	大腸菌群	1
ペルー	冷凍食品(野菜)	一般生菌数(1)、E.coli(1)	2
フランス	冷凍食品(その他)	一般生菌数	1
	バター	大腸菌群	1
ロシア	ゆでがに	大腸菌群	1
パキスタン	冷凍食品(魚介類)	一般生菌数	1
デンマーク	バター	大腸菌群	1
コスタ・リカ	冷凍食品(果実)	一般生菌数	1
マレーシア	冷凍食品(その他)	一般生菌数	1
オーストラリア	バター	大腸菌群	1
スリ・ランカ	粉末清涼飲料	一般生菌数	1
総計			260

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-③ 有害・有毒物質の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 20 年度)

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容	件数※
米国 (68)	とうもろこし	アフラトキシン	50
	落花生	アフラトキシン	8
	アーモンド	アフラトキシン	6
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン	2
	ブラジルナッツ	アフラトキシン	1
	乾燥いちじく	アフラトキシン	1
中国 (19)	落花生	アフラトキシン	9
	冷凍食品(貝類)	下痢性貝毒	4
	あかがい	麻ひ性貝毒(3)、下痢性貝毒(1)	4
	ハトムギ	アフラトキシン	2
フランス (17)	その他(冷凍洋菓子)	シアン化合物	17
インド (14)	ケツメイシ	アフラトキシン	5
	とうがらし	アフラトキシン	3
	ナツメグ	アフラトキシン	3
	落花生	アフラトキシン	1
	カレー粉	アフラトキシン	1
	ターメリック	アフラトキシン	1
タイ (13)	ハトムギ	アフラトキシン	10
	キャッサバ	シアン化合物	2
	とうがらし	アフラトキシン	1
イタリア (13)	菓子	アフラトキシン(1)、シアン化合物(6)	7
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン	2
	乾燥いちじく	アフラトキシン	2
	リンゴジュース	パツリン	1
	ライマ豆	シアン化合物	1
ブラジル	粉末調味料	シアン化合物	4
	キャッサバ	シアン化合物	1
カナダ	ロブスター	麻ひ性貝毒	3
	ざりがに	麻ひ性貝毒	1
インドネシア	ナツメグ	アフラトキシン	3
	キャッサバ	シアン化合物	1

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容	件数※
南アフリカ	落花生	アフラトキシン	3
オーストラリア	リンゴジュース	パツリン	2
	落花生	アフラトキシン	1
イラン	ピスタチオナッツ	アフラトキシン	2
ペルー	スナック菓子	シアン化合物	1
	その他(落花生製品)	アフラトキシン	1
ミャンマー	バター豆	シアン化合物	1
	とうがらし	アフラトキシン	1
ベネズエラ	カカオ豆	アフラトキシン	1
パラグアイ	落花生	アフラトキシン	1
フィリピン	キャッサバ	シアン化合物	1
トルコ	ヘーゼルナッツ	アフラトキシン	1
ボリビア	ごまの種子	アフラトキシン	1
バングラディシュ	落花生製品	アフラトキシン	1
韓国	しじみ	麻ひ性貝毒	1
ベトナム	ハトムギ	アフラトキシン	1
ナイジェリア	ごまの種子	アフラトキシン	1
スリ・ランカ	とうがらし	アフラトキシン	1
アルゼンチン	落花生	アフラトキシン	1
ジャマイカ	カレー粉	アフラトキシン	1
総計			181

※件数は、違反内容の延べ件数



表 8-④ 添加物の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 20 年度)

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容	件数※
中国 (39)	乳又は乳製品を含む食品	メラミン	13
	野菜加工品	ポリソルベート(1)、二酸化硫黄(6)	7
	水産加工品	ソルビン酸(1)、二酸化硫黄(4)	5
	漬け物	サイクラミン酸(1)、ソルビン酸(1)、指定外着色料(2)	4
	冷凍食品(その他)	TBHQ	4
	健康食品	パラオキシ安息香酸エステル類(1)、パラオキシ安息香酸エチル(1)、サイクラミン酸(1)	3
	かずのこ	過酸化水素	1
	果実加工品	二酸化硫黄	1
	その他(柏の葉)	二酸化硫黄	1
台湾 (19)	その他(粉末食品)	アルミノケイ酸ナトリウム	5
	豆類加工品	ソルビン酸(1)、二酸化硫黄(1)	2
	乾燥野菜	二酸化硫黄	2
	シロップ	サイクラミン酸	1
	水産食品	二酸化硫黄	1
	種実加工品	サイクラミン酸	1
	穀類調整品	二酸化硫黄	1
	レトルト食品	ヨウ素化塩	1
	冷凍食品(水産食品)	サイクラミン酸	1
	飲料	ソルビン酸カリウム	1
	大豆油	TBHQ	1
	漬け物	サイクラミン酸	1
	調味料	ローダミンB	1
米国 (14)	すじこ	亜硝酸根	4
	水産加工品(二枚貝水煮)	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	2
	シロップ	ソルビン酸	1
	豆類加工品	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	1
	乳酪農製品	ソルビン酸	1
	マーガリン	TBHQ	1
	冷凍食品(農産食品)	ソルビン酸	1
	食肉製品	アルミケイ酸ナトリウム	1
	果実酢	二酸化硫黄	1
	その他	アルミノケイ酸ナトリウム	1

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容	件数※
タイ (12)	調味料	安息香酸	2
	魚肉練り製品	安息香酸(1)、トリメチルアミン(1)	2
	米	ローダミン B	2
	米の粉	二酸化硫黄	2
	ビスケット	TBHQ	1
	野菜調整品	TBHQ	1
	穀類調整品	二酸化硫黄	1
	水煮野菜	安息香酸	1
イタリア	果実酢	二酸化硫黄	3
	インスタントコーヒー	塩化メチレン	1
	ベーカリー製品	ヨウ素化塩	1
	果実加工品	二酸化硫黄	1
	菓子	パテントブルー V	1
	チョコレート	ソルビン酸	1
スペイン	健康食品	イソプロパノール(1)、酢酸ブチル(1)	2
	果実加工品	ソルビン酸(2)	2
	漬け物	グルコン酸第一鉄(1)、二酸化硫黄(1)	2
	野菜調整品	二酸化硫黄	1
	香辛料	二酸化硫黄	1
ベトナム	冷凍食品(水産食品)	サイクラミン酸(1)、二酸化硫黄(1)	2
	コーヒー製品	サイクラミン酸	1
	水産加工品	二酸化硫黄	1
	ビール	二酸化硫黄	1
ブラジル	植物性油脂	TBHQ	3
	とうもろこしの粉	TBHQ	1
	プロポリス加工品	ポリエチレングリコール	1
デンマーク	すじこ	亜硝酸根	3
	ジャム	ソルビン酸	1
マレーシア	菓子	ポリソルベート(1)、メラミン(2)	3
オランダ	リキュール	パテントブルー V(1)、アゾルビン(1)、ブリリアントブラックBN(1)	3
フィリピン	マグロ加工品	一酸化炭素	2
	果実ピューレ	二酸化硫黄	1
カナダ	すじこ	亜硝酸根	3
フランス	チョコレート	アゾルビン	3

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容	件数※
マダガスカル	水産加工品	二酸化硫黄	2
バングラディシュ	漬け物	安息香酸(1)、二酸化硫黄(1)	2
香港	調味料	TBHQ	1
	水産加工品	過酸化水素	1
トルコ	乾燥果実	二酸化硫黄	1
ジャマイカ	調味料	ソルビン酸	1
アルゼンチン	大豆油	TBHQ	1
韓国	健康食品	ポリソルベート	1
ボリビア	チョコレート	TBHQ	1
アラブ首長国連邦	キャンディー	アゾルビン	1
インド	野菜加工品	安息香酸	1
総計			142

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-⑤ 残留動物用医薬品の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 20 年度)

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容		件数※
		新・従来基準	不検出	
中国 (58)	食肉製品(鶏肉)		フラゾリドン(AOZ として)(7)、フラル外ドン(AMOZ として)(13)	20
	えび	オキシテトラサイクリン(1)、 テトラサイクリン(1)	スルファメキサゾール(9)、スルファジアジン(1)	12
	冷凍食品(鶏肉製品)		フラゾリドン(AOZ として)(4)、フラル外ドン(AMOZ として)(5)	9
	あさり		クロラムフェニコール	5
	うなぎ		ロイコマラカイトグリーン(1)、エンロフロキサシン(3)	4
	ローヤルゼリー加工品		クロラムフェニコール(1)、フラゾリドン(AOZ として)(1)	2
	鶏肉調整品		フラゾリドン(AOZ として)	1
	容器包装詰加圧加熱 殺菌食品(鶏肉)		フラゾリドン(AOZ として)	1
	冷凍食品(豚肉製品)		クレンブテロール	1
	さけ	オキシテトラサイクリン		1
	さば		ロイコマラカイトグリーン	1
花粉加工品	テトラサイクリン		1	
ベトナム (43)	冷凍食品(えび)		クロラムフェニコール(6)、フラゾリドン(AOZ として)(14)	20
	えび		クロラムフェニコール(11)、フラゾリドン(AOZ として)(3)、スルファメキサゾール(1)	15
	いか		クロラムフェニコール	4
	無調味乾製品(いか)		クロラムフェニコール	2
	無調味乾製品(えび)		クロラムフェニコール	1
	冷凍食品(いか)		クロラムフェニコール	1
インドネシア (10)	冷凍食品(えび)		ニトロフラントイン(AHD として)(1)、フラゾリドン(AOZ として)(5)	6
	えび		ニトロフラントイン(AHD として)(1)、フラゾリドン(AOZ として)(3)	4
タイ	スッポン		フラル外ドン(1)、エンロフロキサシン(1)	2
台湾	ハタ		ロイコマラカイトグリーン	1
マレーシア	えび		スルファジアジン	1
総計				115

※件数は、違反内容の延べ件数

表9 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例(平成20年度)

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
平成20年 4月	米国	シリアル (サルモネラ属菌による汚染のおそれ)	米国国内における製品回収情報に基づき、当該製品の積み戻しを指導した。
平成20年 4月	イタリア	ナチュラルチーズ (リステリア菌による汚染のおそれ)	ドイツにおいてイタリア産ナチュラルチーズがリステリア菌に汚染されているとの情報に基づき、当該製品が輸入届出された場合は、積み戻しを行うとともに、当該製造者について自主検査を指導する措置を講じた。
平成20年 4月	オーストラリア	ベビーフード (異物混入のおそれ)	オーストラリア国内における製品回収情報に基づき、当該製品の積み戻しを指導した。
平成20年 6月	米国	メロン (サルモネラ属菌による汚染のおそれ)	米国国内における製品回収情報に基づき、当該製品が輸入届出された場合は、積み戻しを行う措置を講じた。
平成20年 6月	米国	ビスケット (放射線照射のおそれ)	イギリス国内における製品回収情報に基づき、当該製品が輸入届出された場合は、積み戻しを行う措置を講じた。
平成20年 7月	ニュージーランド	牛肉 (エンドスルファン汚染のおそれ)	韓国において、ニュージーランド産牛肉からエンドスルファンが検出されたとの情報に基づき、当該製造者からの牛肉が輸入届出された場合は、自主検査を指導する措置を講じた。
平成20年 7月	ニュージーランド	かき (ノロウイルスによる汚染のおそれ)	ニュージーランドにおいて、生食用かきに起因するノロウイルスによる食中毒が発生し、製品を回収しているとの情報に基づき、当該製品が輸入届出された場合は、積み戻しを行う措置を講じた。
平成20年 7月	フィリピン	魚介類等 (エンドスルファン汚染のおそれ)	フィリピンシブヤン島沖で発生した船舶の転覆事故により、エンドスルファンが漏出し、海域汚染が生じているおそれがあるとの情報より、当該採取海域の魚介類について積み戻し等を指導する措置を講じた。
平成20年 7月	カナダ 米国	ロブスター (麻痺性貝毒による汚染のおそれ)	米国において、大西洋沿岸で採取されるロブスターの肝臓について、麻痺性貝毒汚染のおそれから摂食を避けるよう警告されているとの情報に基づき、カナダ及び米国の大西洋沿岸で採取されたロブスターが輸入届出された場合は、自主検査を指導する措置を講じた。
平成20年 8月	メキシコ	とうがらし (サルモネラ属菌による汚染のおそれ)	米国内におけるサルモネラ症頻発事例にメキシコ産のとうがらしが関連しているとの情報に基づき、生鮮とうがらし等が輸入届出された場合は、加熱加工用として使用するよう指導する措置を講じた。
平成20年 8月	チリ	豚肉 (ダイオキシン類汚染のおそれ)	韓国において、チリ産豚肉からダイオキシン類が検出されたとの情報に基づき、関連農場で生産された豚肉の輸入中止を指導するとともに、それ以外の農場で生産された豚肉について、ダイオキシン類に係るモニタリング検査を実施する措置を講じた。

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
平成 20 年 9 月	フランス	ナチュラルチーズ (リステリア菌による汚染のおそれ)	フランスにおいて、ソフトタイプのナチュラルチーズからリステリア菌が検出され、日本へも輸出されていたとの情報より、当該製造者を検査命令とした。
平成 20 年 9 月	中国	粉ミルク (メラミン含有のおそれ)	中国国内において、粉ミルクを原因とする乳児の腎結石が発生しているとの情報に基づき、乳及び乳製品の輸入届出の保留を指示した。 また、中国による関連製造者の公表を踏まえ、乳及び乳製品を原材料とする加工食品の輸入者に対し、原材料にメラミンの混入がないか点検するとともに、乳及び乳製品を原材料とする加工食品について、検査命令とした。
平成 20 年 10 月	中国	しらうお及びあゆ (ホルムアルデヒド汚染のおそれ)	中国国内で販売されていたしらうおから多量のホルムアルデヒドを検出したとの情報に基づき、しらうお及びあゆが輸入届出された場合は、自主検査を指導する措置を講じた。
平成 20 年 12 月	アイルランド	豚肉 (ダイオキシン類汚染のおそれ)	アイルランドにおいて、豚肉からダイオキシン類が検出されたとの情報に基づき、当該品の積み戻しを指導した。
平成 21 年 1 月	米国	ピーナッツ製品 (サルモネラ属菌による汚染のおそれ)	米国内におけるサルモネラ症頻発事例にピーナッツ製品が関連しているとの情報に基づき、当該製品が輸入届出された場合は、積戻し等を行う措置を講じた。

表 10 主な二国間協議・現地調査の実施事例(平成 20 年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
米国産牛肉 (BSE)	平成 15 年 12 月から協議開始。平成 17 年 12 月、輸出プログラムの遵守を輸出条件として、特定施設からの輸出を再開。平成 18 年 1 月、せき柱が含まれる米国産子牛肉を確認したことから、全ての米国産牛肉の輸入手続きを停止したが、同年 7 月手続き再開。対日輸出プログラムの遵守の検証のため、対日輸出認定施設の現地調査を実施。協議継続中。	平成 20 年 8 月
韓国産エゴマ及びびとうがらし (残留農薬)	平成 20 年 4 月より協議開始。登録業者及び農場の現地調査を実施。登録業者について検査命令を解除。	平成 20 年 9 月
カナダ産牛肉 (BSE)	平成 15 年 5 月から協議開始。カナダ政府が認定する対日輸出施設について、輸出基準の遵守の検証のため、現地調査を実施。協議継続中。	平成 20 年 10 月
フィリピン産アスパラガス (ジフェノコナゾール)	平成 19 年 5 月より協議開始。登録業者及び農場の現地調査を実施。登録業者について検査命令を解除。	平成 20 年 11 月
フィリピン産オクラ (テブフェノジド、フルアジホップ、メタミドホス)	平成 20 年 2 月より協議開始。登録業者及び農場の現地調査を実施。登録業者について検査命令を解除。	平成 20 年 11 月
タイ産グリーンアスパラガス (EPN)	平成 20 年 7 月から協議開始。登録業者及び農場の現地調査を実施。登録業者について検査命令を解除。	平成 21 年 2 月
タイ産バナナ (シベルメトリン)	平成 20 年 10 月から協議開始。登録業者及び農場の現地調査を実施。登録業者について検査命令を解除。	平成 21 年 2 月
チリ産豚肉 (ダイオキシン)	平成 20 年 7 月から協議開始。ダイオキシンプログラムの検証の目的で現地調査を実施。	平成 21 年 2~3 月
中国産えだだめ、しそ及びライチ(残留農薬)	登録輸出業者及び農場の現地調査を実施。検査命令を解除。	平成 21 年 3 月
中国産はちみつ (動物用医薬品)	現地調査を実施。検査命令を解除。	平成 21 年 3 月
中国産鶏肉 (動物用医薬品)	平成 20 年 6 月から協議開始。養鶏場及び食鳥処理施設の現地調査を実施。協議継続中。	平成 21 年 3 月
中国産食品 (食品衛生全般)	中国の国内法に違反する食品の対日輸出の防止及び食品衛生法を遵守した対日輸出の確保を要請。	平成 21 年 3 月
エチオピア産コーヒー豆 (残留農薬)	平成 20 年 5 月より協議開始。登録業者及び農場の現地調査を実施。協議継続中。	平成 21 年 3~4 月

表 11 年度別輸入食品相談指導室における輸入相談実績

	平成16年	平成17年	平成18年度	平成19年度	平成20年度
輸入相談実施件数	5,506	9,210	9,786	10,633	11,601
品目別輸入相談件数	11,023	18,408	18,224	22,038	27,083
品目別違反該当件数	468	691	679	401	410

※輸入食品相談指導室は、小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇の各検疫所に設置

※平成17年度より年度集計

※当該数値は、輸入食品相談指導室において、輸入に先立ち実施された事前相談のみを計上

表 12 輸入相談における条文別違反該当件数(平成20年度)

条文	違反該当件数(件)	構成比(%)	主な違反該当内容
第6条 (販売を禁止される食品及び添加物)	3	0.6	シアン化合物検出、アカマダラハタ(輸入が認められない魚種・形態)、ルーピン豆の使用
第9条 (病肉等の販売等の制限)	4	0.8	BSE発生国牛由来原材料を含む食品(輸入自肅)
第10条 (添加物等の販売等の制限)	224	44.9	ヨウ素化塩、キノリンイエロー、ローダミンB、アズルピン、ブリリアントブラックBN、パテントブルーV、TBHQ、サイクラミン酸、ステアロイル乳酸ナトリウム等の使用
第11条 (食品又は添加物の基準及び規格)	259	51.9	製造・加工基準不適合、添加物の使用基準違反 ・ 対象外食品への使用・・・菓子へのソルビン酸の使用、健康食品へのステアリン酸マグネシウムの使用等 ・ 過量使用・・・菓子にプロピオン酸使用等 ・ 過量残存・・・乾燥野菜に二酸化硫黄残存等
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	1	0.2	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
第62条 (おもちゃ等についての準用規定)	8	1.6	おもちゃ又はその原材料の規格違反
計	499(延数) 410(実数)		



表 13 輸入相談における国別、品目別、違反該当内容別件数(平成 20 年度)

生産国	品目	違反該当内容	件数
アメリカ (131)	健康食品	マレイン酸シトルリン(1)、ラウリル硫酸ナトリウム(1)、L-システイン塩酸塩(1)、クエン酸カルシウム(2)、コハク酸トコフェロール(1)、塩酸ベタイン(1)、ジアセトン(1)、スクラロース(1)、タルク(2)、ニコチン酸クロム(1)、パントテン酸(1)、パンテチン(1)、ピルビン酸カルシウム(1)、過酸化マグネシウム(1)、セレノメチオニン(3)、クエン酸亜鉛(3)、アスコルビン酸カルシウム(5)、アスコルビン酸マグネシウム(5)、マンガン水素リン酸塩(1)、リジン塩酸塩(1)、クロスカルメロースナトリウム(2)、ヒドロキシメチルセルロース(1)、ポリエチレングリコール(1)、初乳(1)、メタノール(1)、酢酸エチル(1)、コンドロイチン硫酸ナトリウム(1)、銅クロロフィル(3)、二酸化ケイ素(1)、塩化クロム(1)、酸化亜鉛(1)、酢酸カリウム(1)、硫酸銅(1)	50
	穀類加工品	ソルビン酸カリウム(16)、プロピオン酸カルシウム(5)、プロピオン酸(11)、ソルビン酸ナトリウム(1)、ポリエチレングリコール(1)、L-システイン(5)	39
	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム(2)、プロピオン酸ナトリウム(1)、安息香酸(1)、セレノメチオニン(2)、クエン酸バナジウム(2)、クエン酸マグネシウム(1)、クエン酸マンガン(1)、クエン酸亜鉛(1)、クエン酸銅(1)、ポリニコチン酸クロム(2)、モリブデン酸ナトリウム(1)、ヨウ化カリウム(1)、製造基準不適合(2)	18
	菓子	ソルビン酸(3)、ポリソルベート(1)、β-アポー-8'-カロテナール(3)、ステアロイル乳酸ナトリウム(6)、添加物一般の製造基準不適合(1)	14
	粉末清涼飲料	プロピレングリコール(1)、塩化メチル(1)、酢酸エチル(1)	3
	その他の食品	サッカリン	1
	ミネラルウォーター	原水基準不適合	1
	果実酒	アルゴン	1
	テオブロミン	既存添加物名簿の基原・製法・本質から逸脱	1
	糖類	ポリソルベート	1
	豆類加工品	ライマ豆の使用	1
	冷凍食品	ステアロイル乳酸ナトリウム	1
	イタリア (57)	アイスクリーム	製造基準不適合
食肉製品		製造基準不適合	9
菓子		アスコルビン酸カルシウム(1)、ソルビン酸(3)、ソルビン酸カリウム(1)、パテントブルー-V(2)、ひまわりレシチン(1)	8
健康食品		フマル酸第一鉄(1)、P-トルエンスルホン酸(1)、硫酸亜鉛(1)	3
調味料		BSE発生国からの牛加工品(1)、酸化カリウム(1)、酸化ナトリウム(1)	3
野菜加工品		二酸化硫黄	3
種実加工品		銅クロロフィルナトリウム	1
清涼飲料水		シリコン樹脂	1
中国 (34)	調味料	TBHQ(1)、ソルビン酸カリウム(3)、ソルビン酸(7)	11
	おもちゃ	フタル酸ビス	7
	農産加工品	ソルビン酸	5
	菓子	TBHQ(2)、安息香酸ナトリウム(2)	4
	野菜加工品	ソルビン酸カリウム(1)、銅クロロフィル(2)、二酸化硫黄(1)	4
	魚介類加工品	ソルビン酸カリウム	1
	器具	成分規格不適合	1
	添加物	成分規格不適合	1

生産国	品目	違反該当内容	件数
ブラジル	菓子	ソルビン酸(2)、プロピオン酸(3)、TBHQ(2)、アルミノリン酸ナトリウム(2)、塩素酸カリウム(1)	10
	調味料	サッカリンナトリウム(1)、安息香酸(1)、アルミノケイ酸ナトリウム(1)、サイクラミン酸ナトリウム(1)、ヨウ化カリウム(1)	5
	酒類	ソルビン酸カリウム	2
	果実加工品	流動パラフィン	1
	魚類加工品	TBHQ	1
	健康食品	プロピレングリコール	1
	野菜加工品	流動パラフィン	1
フランス	菓子	アミド化ペクチン(1)、カルミン酸アルミニウムレーキ(2)、プリリアントブラックBN(2)、ステアロイル乳酸ナトリウム(6)、アゾルビン(1)	12
	食肉製品	BSE発生国牛由来ゼラチン(2)、製造基準不適合(1)	3
	果実酒	メタ酒石酸	2
	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム	1
	調味料	銅クロロフィル	1
カナダ	健康食品	コハク酸トコフェロール(5)、ヨウ化カリウム(5)、酸化亜鉛(5)、指定外添加物(1)	16
	農産加工品	ステアリン酸マグネシウム(1)、ヒドロキシプロピルメチルセルロース(1)	2
韓国	健康食品	DL- $\alpha$ -トコフェロールアセテート(1)、酢酸トコフェロール(1)、リン酸一水素カルシウム(1)、フマル酸第一(2)、酸化亜鉛(4)	9
	菓子	TBHQ(1)、ポリソルベート(2)	3
	調味料	ソルビン酸カリウム(1)、ビオチン(2)	3
	魚介類加工品	ソルビン酸カリウム	1
	魚類加工品	トリメチルアミン	1
	清涼飲料水	製造基準不適合	1
ベルギー	菓子	ソルビン酸(1)、ルーピン豆の使用(1)、アゾルビン(5)、キノリンイエロー(2)、パテントブルー(2)、指定外添加物(水溶性不明橙色色素)(1)、銅クロロフィル(1)	13
	清涼飲料水	製造基準(殺菌)不適合(2)、二酸化硫黄(2)	4
シンガポール	インスタントコーヒー	アルミノケイ酸ナトリウム(6)、ケイ酸マグネシウム(5)、ステアロイル乳酸ナトリウム(5)	16
	粉末清涼飲料	アルミノケイ酸ナトリウム	1
フィリピン	菓子	ヨウ素化塩	6
	種実加工品	ヨウ素化塩	3
	調味料	ヨウ素化塩	3
	魚類加工品	ヨウ素化塩	2
	果実加工品	二酸化硫黄	1
	粉末清涼飲料	セレン	1
台湾	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム	6
	冷凍食品	ヨウ素酸カリウム	3
	種実加工品	イノシンーリン酸(1)、グアノシンーリン酸(1)	2
	キムチ	二酸化ケイ素	1
	魚介類加工品	ポリソルベート	1
	健康食品	ストレプトマイシン	1
	穀類加工品	ステアロイル乳酸ナトリウム	1

生産国	品目	違反該当内容	件数
インド	健康食品	ステアリン酸マグネシウム(3)、パラオキシ安息香酸プロピルナトリウム(3)、パラオキシ安息香酸メチルナトリウム(3)	9
	野菜加工品	安息香酸ナトリウム	3
	即席麺	ヨウ素化塩	2
タイ	調味料	ソルビン酸カリウム(1)、ソルビン酸(5)、TBHQ(1)	7
	魚介類加工品	サッカリン	3
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	L-システイン	1
	菓子	TBHQ	1
	紅茶	食用黄色 5 号	1
	野菜加工品	安息香酸ナトリウム	1
オーストラリア	健康食品	グルコサミン硫酸塩(1)、アスコルビン酸マグネシウム(1)、ミネラルキレート(1)、ラウリル硫酸ナトリウム(1)、初乳(1)	5
	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム(4)、銅クロロフィル(1)	5
	穀類加工品	TBHQ	1
	菓子	アゾルビン	1
	調味料	アゾルビンの使用	1
スリランカ	果実加工品	安息香酸ナトリウム	6
	調味料	安息香酸ナトリウム	5
	健康食品	グルコサミン硫酸塩	1
	清涼飲料水	製造基準(殺菌)不適合	1
マレーシア	調味料	ソルビン酸(3)、安息香酸(3)	6
	その他の食品	アルミケイ酸ナトリウム(1)、ステアロイル乳酸ナトリウム(1)	2
	粉末清涼飲料	二酸化硫黄	1
	ミネラルウォーター	原水基準不適合	1
ペルー	菓子	ソルビン酸カリウム	5
	種実加工品	水酸化カルシウム	2
スペイン	菓子	キノリンイエロー(1)、パテントブルー(1)、ブラックPN(1)	3
	ナチュラルチーズ	三二酸化鉄	1
	種実加工品	シアン含有	1
	清涼飲料水	製造基準不適合	1
ニュージーランド	菓子	ソルビン酸カリウム	2
	健康食品	三二酸化鉄(1)、酸化鉄(1)	2
	はちみつ	クロラムフェニコール	1
	清涼飲料水	製造基準(殺菌)不適合	1
インドネシア	調味料	ソルビン酸カリウム(3)、安息香酸ナトリウム(1)	4
	果実加工品	安息香酸ナトリウム	1
ベトナム	魚介類加工品	ソルビン酸(1)、安息香酸(1)	2
	菓子	イソ吉草酸アルデヒド	1
	鮮魚	アカマダラハタ	1
イギリス	その他の食品	安息香酸ナトリウム	2
	健康食品	BSE発生国からの牛由来加工品	1
	清涼飲料水	製造基準不適合	1
ブルガリア	野菜加工品	安息香酸ナトリウム(1)、ヨウ素化塩(2)、安息香酸カリウム(1)	4
ロシア	果実加工品	安息香酸ナトリウム	3
	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム	1
トルコ	菓子	アゾルビン(2)、ピロリン酸三ナトリウム(1)	3
	魚介類加工品	着色料の対象外使用	1
ドイツ	菓子	ステアリン酸マグネシウム	2
	清涼飲料水	DMDC(1)、二酸化硫黄(1)	2

生産国	品目	違反該当内容	件数
豪州	オリーブオイル	イソプロパン	3
メキシコ	健康食品	ステアリン酸マグネシウム	1
	調味料	亜硝酸ナトリウム(1)、安息香酸ナトリウム(1)	2
エストニア	酒類	ソルビン酸カリウム	3
ルーマニア	種実加工品	ヨウ素化塩	2
チリ	酒類	エステルガム	2
スイス	おもちゃ	着色料の溶出	1
	調味料	ヨウ素	1
ポーランド	菓子	アゾルビン	1
イラン	清涼飲料水	製造基準(殺菌)不適合	1
アルゼンチン	菓子	TBHQ	1
ヴェトナム	糖類	カルボキシメチルセルロース	1
パラオ共和国	清涼飲料水	製造基準不適合	1
サウジアラビア	菓子	ひまわりレシチン	1
エジプト	農産加工品	流動パラフィン	1
オーストリア	清涼飲料水	グルクロノラクトン	1
ミャンマー	粉末清涼飲料	ステアロイル乳酸ナトリウム	1
総計			499

※件数は、違反延べ件数

表 14 国内の監視で発見された輸入食品違反事例(平成 20 年度)

生産国	品目	違反内容	件数
中国(3)	かんぴょう	二酸化硫黄	1
	漬け物	サッカリン	1
	おもちゃ	フタル酸ビス	1
インド(2)	えび	二酸化硫黄	1
	カレーペースト	TBHQ	1
ミャンマー(2)	バター豆	シアン化合物	2
台湾	調味料	安息香酸	1
ペルー	マカ粉末	放射線照射	1
マレーシア	えび	スルファジアジン	1
総計			10

(参考)実施結果中の主な用語説明

用語	説明
亜硝酸塩	添加物(発色剤)
アセトクロール	農薬(アニリド系除草剤)
アセフェート	農薬(有機リン系殺虫剤)
アゾルビン	指定外添加物
アトラジン	農薬(トリアジン系除草剤)
アフラトキシン	カビ毒(アスペルギルス属等の真菌により産生される)
アミトラズ	農薬(アミジン系殺虫剤)
アラクロール	農薬(酸アミド系除草剤)
アルミノケイ酸ナトリウム	指定外添加物
安息香酸	添加物(保存料)
一酸化炭素	指定外添加物
遺伝子組換え	細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えてもとの生物の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術
イソプロカルブ	農薬(カーバメート系殺虫剤)
イソプロパノール	添加物(着香料)
イマザリル	添加物(防かび剤)
イミダクロプリド	農薬(クロロニコチル系殺虫剤)
インドキサカルブ	農薬(オキサジアジン系殺虫剤)
エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	添加物(酸化防止剤)
エトキシキン	飼料添加物(ヘテロサイクリック系成長調整剤)
エトプロホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
塩化メチレン	指定外添加物
エンドスルファン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
黄色ブドウ球菌	病原微生物(人や動物に常在する菌で、耐熱性の毒素(エンテロトキシン)を生成し、嘔吐、腹痛、下痢を引き起こす)
オキシテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
オキシロニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
オリザリン	農薬(ジニトロアニリン系除草剤)
過酸化水素	添加物(漂白剤)
カルバリル	農薬(カーバメート系殺虫剤)
キナルホス	農薬(有機リン系殺虫剤)

用語	説明
キノリンイエロー	指定外添加物
グリホサート	農薬(有機リン系除草剤)
グルコン酸第一鉄	添加物(色調安定剤)
クレンブテロール	動物用医薬品(子宮弛緩薬)
クロチアニジン	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
クロラムフェニコール	動物用医薬品(クロラムフェニコール系抗生物質)
クロルデン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルピリホスメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
ケイ酸マグネシウム	指定外添加物
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる中毒)
サイクラミン酸	指定外添加物
酢酸ブチル	添加物(着香料)
サッカリン	添加物(甘味料)
サルモネラ属菌	病原微生物(動物の腸管、自然界(川、下水、湖など)に広く常在する菌で、主に生肉、特に鶏肉と卵を汚染し、激しい腹痛、下痢、発熱、嘔吐を引き起こす)
三二酸化鉄	添加物(着色料)
シアン化合物	有害有毒物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジコホール	農薬(有機塩素系殺虫剤)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シフルトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
シベルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ステアリン酸マグネシウム	添加物(強化剤)
ストレプトマイシン	動物用医薬品(アミノグリコシド系抗生物質)
スルファジアジン	合成抗菌剤(サルファ剤)
スルファメトキサゾール	合成抗菌剤(サルファ剤)
赤痢菌	病原微生物(人や動物の腸管内に常在する菌で、胃腸炎を引き起こす)
ソルビン酸	添加物(保存料)
ダイアジノン	農薬(有機リン系殺虫剤)
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーPCB という3種類物質群の総称
ダゾメット	農薬(カーバメート系殺虫剤)

用語	説明
ダミノジット	農薬(酸アミド系植物成長調整剤)
チアベンダゾール	農薬/動物用医薬品(ベンズイミダゾール系殺菌剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす)
腸管出血性大腸菌	病原微生物(動物の腸管内に常在する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす)
デオキシニバレノール	カビ毒(フザリウム属等の真菌により産生される)
テトラコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
テトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
テブコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
テブフェノジド	農薬(ベンゾイルヒドラジド系殺虫剤)
トリアゾホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
トリフロキシストロビン	農薬(ストロビルリン系殺菌剤)
トリメチルアミン	指定外添加物
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)
ニトロフラントイン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAHD
ニトロフラン類	動物用医薬品であるニトロフラン系合成抗菌剤の総称
ノロウイルス	病原ウイルス(急性胃腸炎を起こすウイルスの一種であり、カキなどの貝類による食中毒の原因となる。)
バクロブトラゾール	農薬(トリアゾール系植物成長調整剤)
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌により産生される)
パテントブルーV	指定外添加物
パラオキシ安息香酸エステル類	添加物(保存料)
ハロキシホップ	農薬(有機塩素系除草剤)
ピフェントリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ピペロニルブトキシド	農薬/動物用医薬品(ヘテロサイクリック系共力剤)
ピラクロストロビン	農薬(ストロビルリン系殺菌剤)
ピリダリル	農薬(ピリジンエーテル系殺虫剤)
ピリミホスメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
ピリメタニル	農薬(ピリミジン系殺菌剤)
ファモキサドン	農薬(ヘテロサイクリック系殺菌剤)
フィプロニル	農薬(ヘテロサイクリック系殺虫剤)
フェンバレレート	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
フェンプロパトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)

用語	説明
フタル酸ビス	可塑剤(合成樹脂に添加し、柔軟性を与える物質)
ブピリメート	農薬(ピリミジン系殺菌剤)
ブプロフェジン	農薬(ヘテロサイクリック系殺虫剤)
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ
フラルタドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAMoz
ブリリアントブラックBN	指定外添加物
フルアジホップ	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
フルキンコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
フルトリアホール	農薬(アゾール系殺菌剤)
フルシラゾール	農薬(ヘテロサイクリック系殺菌剤)
フロニカミド	農薬(ピリジカルボキシアミド系殺虫剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
プロモプロピレート	農薬(ダニ駆除剤)
ヘキサコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ヘプタクロル	農薬(有機塩素系殺虫剤)
ペンディメタリン	農薬(ジニトロアニリン系除草剤)
ボスカリド	農薬(アニリド系殺菌剤)
ポリエチレングリコール	指定外添加物
ポリソルベート	添加物(乳化剤)
ホルムアルデヒド	指定外添加物
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる麻痺性中毒)
マラカイトグリーン	動物用医薬品(トリフェニルメタン系合成抗菌剤)
メタミドホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
メタム	農薬(カーバメート系殺虫剤)
メチルイソチオシアネート	農薬(カーバメート系殺虫剤)
メラミン	メラミン樹脂の主原料となる化学物質
モノクロトホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
ヨウ素化塩	指定外添加物
リステリア菌	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす)
ローダミンB	指定外添加物
γ-BHC(リンデン)	農薬(有機塩素系殺虫剤)



用語	説明
AHD	ニトロフラン系合成抗菌剤ニトロフラントインの代謝物
AMOZ	ニトロフラン系合成抗菌剤フラルタドンの代謝物
AOZ	ニトロフラン系合成抗菌剤フラゾリドンの代謝物
BHC	農薬(有機塩素系殺虫剤)
BSE(牛海綿状脳症)	牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中樞神経系の疾病
DDT	農薬(有機塩素系殺虫剤)
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)
MCPA	農薬(フェノキシ系除草剤)
SRM	BSE(牛海綿状脳症)の原因と考えられている異常プリオンたん白質が蓄積する牛体内の部位(頭部(舌、頬肉を除く。)、せき髄、せき柱、回腸(盲腸との接続部分から2メートルまでの部位))
TBHQ	指定外添加物
2, 4-D	農薬(フェノキシ酸系除草剤)